

「会計上の“利益”」と「企業所得税が課税される“所得”」について

中国の企業所得税は、日本の法人税と同様、企業（法人）が経営活動によって稼得した所得に対して課税されます。一方、企業は、会計処理を通じて、一決算期における企業の利益を計算しますが、企業所得税が課税される所得とこの利益とは必ずしも一致しません。今回は、この「会計上の“利益”」と「企業所得税が課税される“所得”」との相違点と注意点について説明します。

1. 会計上の“利益”

中国では、企業の決算期における会計上の利益は、会計法に基づき制定される会計準則に基づいて計算しなければなりません。企業に適用される会計準則としては、企業会計準則が制定されており、2007年1月1日に施行された基本準則と41項目に上る具体準則に分けて規定されています。また、企業会計準則とは別に小規模企業の会計処理に適した会計準則として小企業会計準則が制定されており、日本からの投資によって設立された中小規模の中国現地法人の多くにおいてはこの小企業会計準則が採用されているものといえます。

2. 企業所得税が課税される“所得”

一方、企業所得税に関する事項は企業所得税法及び関連法令（以下、「企業所得税法」とします。）が規定しており、企業所得税が課税される“所得”はこれら法令が規定する方法により計算しなければなりません。この点に関しては、実際には、会計上の“利益”を基礎として、これを企業所得税法の規定に基づいて加減調整を行うことによって企業所得税が課税される“所得”を計算する方法が採用されています。そのため、この増加調整の金額が大きくなると、想定以上に企業所得税の納税が発生する、という事態が生じることになります。

3. 注意事項

このように、会計上の“利益”と企業所得税が課税される“所得”とは異なる概念なのですが、日常の会計処理の結果として会計上の“利益”を目にする機会が多いため、企業所得税についてもこの会計上の“利益”に対して課税されるものと誤解されているケースが散見されます。しかしながら、上記のとおり、企業所得税が課税される所得は、以下のような納税調整項目により、会計上は費用として処理されている支出の一部又は全部が、企業所得税の計算上は支出として認められない場合、増加調整により企業所得税が課税される“所得”が会計上の“利益”を大幅に上回ることがあります。そのため、少なくとも以下のような調整項目があることを意識しつつ、会計上の“利益”以上に企業所得税が課税される“所得”が増加しないよう、日常的に注意を配る必要があるものといえます。

■納税調整項目の抜粋

調整項目	所得計算における支出計上の上限	摘要
接待交際費	実際発生額の 60%を支出計上することができる。 ただし、売上高の 0.5%を上限とする。	超過する金額について、 “所得”が増加
福利厚生費	給料・賃金（賞与を含む）発生額の 14%を上限とする。	
従業員教育経費	給料・賃金（賞与を含む）発生額の 2.5%を上限とする。	
広告宣伝費	売上高の 15%を上限とする。（翌年への繰越可）	
罰金、滞纳金	支出への計上を認めない	発生額全額について、 “所得”が増加
寄付金	支出への計上を認めない（公益寄付は例外あり）	

（執筆者連絡先）

上海成和ビジネスコンサルティング(SSBC) / 税理士法人 成和 代表 渡辺基成

住所: 上海市長寧区延安西路 1600 号 禾森商務中心 303 室

電話番号: +86-21-5237-6737

E-mail: info@seiwa-group.jp Website: <http://www.seiwa-group.jp/>